

議会運営委員会

日 時 令和4年8月31日（水）

午前9時00分から

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨 捶

3 議 題

(1) 一般質問の割り振りについて

(2) 議会活動における議員のマスク着用について ······ 資料1

4 その他

5 閉 会

資料 1

議会運営委員会資料

令和4年8月31日

議会活動における議員のマスク着用について

1. 趣旨

令和4年8月24日開催の議会運営委員会において、「議会活動における議員のマスク着用について」協議した結果、原則マスクを着用し、呼吸等が苦しくなるなど身体に影響がある場合に限り、議長、委員長に許可を得てマスクをはずすなどの対応が決定し、その内容を同日開催の議員連絡会で報告された。

しかしながら、議場、委員会室においてマウスシールドを着用した議員について、特段の対応をしなかつた。

これはマスクの定義を議会運営委員会で確認されていなかったことによる。

したがって、議会運営委員会でマスクを定義することで議会運営の円滑な審議を図る。

2. マスクの定義

■国の定義

『新型インフルエンザ専門家会議：新型インフルエンザ流行時の日常生活におけるマスク使用の考え方（平成20年9月22日）』

「マスクとは、口と鼻を覆う形状で、咳やくしゃみの飛沫の飛散を防ぐために使用される、または、ほこりや飛沫等の粒子が体内に侵入することを抑制する衛生用品である。」

■業界の定義

（全国マスク工業会）

天然繊維・化学繊維の織編物または不織布等を主な本体材料として、口と鼻を覆う形状で、花粉、ホコリなどの粒子が体内に侵入するのを抑制、またかぜなどの咳やクシャミの飛沫が体内外に侵入、飛散するのを抑制することを目的に使用される、医薬品医療機器等法に該当しない衛生用品（※）を言う。

「JTS T9001に関する医療用マスク、一般用マスクの表示・広告ガイドライン」について
(厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課 発出 都道府県衛生主管部局等宛)

【医療用マスク、サージカルマスク】

主に医療関係者の着用を想定し、ウイルスを含む飛沫、バクテリアを含む飛沫及び体液の体内への侵入を防御するとともに、バクテリアなどを含む飛沫の空気中への飛散を防止することを目的としたマスク

（日本歯科医師会）

マスクの種類には、ガーゼと不織布があり、これに加えコロナ禍において、衣料メーカー、スポーツメーカーから下着やスポーツ着素材のものも多く販売されるようになっていることから、マウスカバーも含め、機能表示の無いものは効果の判断がつかないため密を避けるなどの配慮も併せて考える必要があるとしている。

3. 島田市議会におけるマスクの定義

島田市議会におけるマスクを以下のとおり定義する。(全国マスク工業会の定義を引用する。)

マスクとは、天然繊維・化学繊維の織編物または不織布等を主な本体材料として、口と鼻を覆う形状で、花粉、ホコリなどの粒子が体内に侵入するのを抑制、またかぜなどの咳やクシャミの飛沫が体内外に侵入、飛散するのを抑制することを目的に使用される衛生用品とする。

【対象とするマスク】

- ・不織布マスク、布マスク、ウレタンマスク
- ・エアロゾルが防げないフェイスシールド、マウスシールドは対象外とする。

【参考】

理研、豊橋技術科学大、神戸大の研究チームは、マスクの素材ごとのフィルター性能と通気性を実験で計測した。実験結果を基に、人がマスクを着用したとき、飛沫を外に漏らさない「捕集効果」(=性能)をマスク別で、スーパーコンピュータ富岳を用いてシミュレーションした。

■シミュレーション結果

マスクなどの種類	吐き出し飛沫量	吸い込み飛沫量
不織布マスク (※)	20%	30%
布マスク	18~34%	55~65%
ウレタンマスク	50%	60~70%
フェイスシールド	80%	小さな飛沫に対しては効果なし (エアロゾルは防げない)
マウスシールド	90%	小さな飛沫に対しては効果なし (エアロゾルは防げない)

※ウイルスを捕集する VFE の不織布マスク

4. 今後の取り扱い

議会運営委員会で協議以後の本会議、委員会等から適用する。

各議員への周知方法は議長名で通知する。